

日本DPO協会 第1回オンライン例会
個人情報保護委員会 池田満企画官
「個人情報保護法の改正について」

日本DPO協会代表理事挨拶

2020年7月7日(火)16:00~17:00

一般社団法人日本DPO協会代表理事

堀部 政男

(一橋大学名誉教授・元個人情報保護委員会委員長)

個人情報保護法制定前史

- 1980年 OECD(経済協力開発機構)プライバシー・ガイドライン採択
- 1982年 行政管理庁(当時)・プライバシー保護研究会(当時、最年少構成員)「個人データの処理に伴うプライバシー保護対策」(7月)まとまる。
- その中の「III プライバシー保護対策の在り方」で、「個人データシステムの規律を目的とする制度的な対応としては、以下に掲げるプライバシー保護の基本原則に立脚した新たな法律を制定する必要がある」と立法化を提唱した。
- 1985年7月 総務庁・行政機関における個人情報の保護に関する研究会(構成員)
- 1986年12月「行政機関における個人情報の保護対策の在り方について」
- 1988年 「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」成立
- 1999年 高度情報通信社会推進本部個人情報保護検討部会(座長)開催
- 2000年 個人情報保護法制化専門委員会開催

個人情報保護法・行政機関個人情報保護法等

- 個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）（2003（平成15）年5月30日公布、法案－2003（平成13年3月27日閣議決定、平成14年12月13日廃案、平成15年3月7日閣議決定、平成15）年5月23日参議院本会議可決、2003（平成15）年5月30日公布・一部施行、2005（平成17）年4月1日施行）
- 行政機関等個人情報保護法のあり方については行政機関等個人情報保護法制研究会（構成員）で検討され、「行政機関等の保有する個人情報の保護に関する法制の充実強化について－電子政府の個人情報保護」（2001年10月26日）がまとめられ、行政機関等に関する個人情報保護法としては、次の法律が制定・公布された（法案－2002年3月15日閣議決定、2002年12月13日廃案、2003年3月7日閣議決定、同年5月6日衆議院本会議可決、同年5月23日参議院本会議可決、同年5月30日公布、2005年4月1日施行）。
- ・行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（行政機関個人情報保護法）（1988年の「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」を全部改正する）
- ・独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（独立行政法人等個人情報保護法）
- ・情報公開・個人情報保護審査会設置法
- ・行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

個人情報保護法の2015年改正

- 2011年 個人情報保護ワーキンググループ(座長)等の開催
- 2013年 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(マイナンバー法)成立
- 2013-2014年 個人情報保護法の改正については、2013年9月2日から2014年12月19日まで13回開かれたIT総合戦略本部の「パーソナルデータに関する検討会」(パーソナルデータ検討会)(2013年9月～同年12月座長・堀部政男、2014年1月～座長・宇賀克也*)で議論が行われ、それを基礎に改正法案が作成された。【*宇賀克也東京大学教授は、2019年3月7日、最高裁判所判事に任命され、3月20に就任した。】
- 2014年 特定個人情報保護委員会設置(委員長)
- 2015年 改正個人情報保護法成立
- 改正個人情報保護法附則第12条第3項—3年ごとの検討
- 2016年 個人情報保護委員会設置(委員長)—個人情報保護法所管

個人情報保護法の2020年改正

- 2019年1月28日 個人情報保護委員会における改正案の検討開始
- 2019年4月25日 「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」の公表及び同整理に対する意見募集
- 2019年11月29日 「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し 制度改正大綱(骨子)」の公表
- 2019年12月13日 「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し 制度改正大綱」の公表及び同大綱に対する意見募集
- 2020年3月10日 「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案」、第201回国会(常会)に提出

国会における審議の経過と改正法の公布・施行

- 2020年
- 衆議院 5月20日(水) 提案理由説明(内閣委員会)
- 5月22日(金) 質疑(内閣委員会)
- 5月27日(水) 討論、採決、附帯決議(内閣委員会)
- 5月28日(木) 可決(本会議)
- 参議院 6月2日(火) 趣旨説明(内閣委員会)
- 6月4日(木) 質疑、討論、採決、附帯決議(内閣委員会)
- 6月5日(金) 可決・法案成立(本会議)
- 公布 6月12日(金)
- 施行 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

今後の課題

- 改正個人情報保護法の政令・規則・ガイドライン案の策定等
- 個人情報保護制度の見直しに関する検討会等
- <事務的検討>個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース：役割-民間部門、行政機関、独立行政法人等に係る法制の一元化(規定の集約・一体化)の在り方、一元化後の事務処理体制の在り方について検討するため、内閣官房に設置
- <有識者等による検討>役割-上記と同様、庶務-内閣官房が、個人情報保護委員会及び総務省の事務の協力を得つつ開催
- 地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会(個人情報保護委員会)
- 官民通じた個人情報保護制度の見直しに係る委員会としての考え方について(2020年5月15日)